

## 指定給水装置工事事業者申請提出書類等一覧

- ① 指定給水装置工事事業者指定申請書
- ② 給水装置工事主任技術者選任・解任届出書
- ③ 給水装置工事主任技術者免状（写）
- ④ 機械器具調書【必要機械器具】
  - (1) 金切りのこ、その他の管の切断用機械器具
  - (2) やすり・パイプねじ切り器その他の管加工用の機械器具
  - (3) パイプレンチその他の接合用の機械器具
  - (4) 水圧テストポンプ
- ⑤ 誓約書

水道法 25 条の 3 第 1 項第 3 号イからへまでのいずれにも該当しないこと  
【水道法 25 条の 3 第 1 項第 3 号イからへ 抜粋】

  - イ 心身の故障により給水装置工事の事業を適正に行うことができない者として厚生労働省令で定めるもの
  - ロ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
  - ハ この法律に違反して、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から 2 年を経過しない者
  - ニ 第 25 条の 11 第 1 項の規定により指定を取り消され、その取り消しの日から 2 年を経過しない者
  - ホ その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認められるに足りる相当の理由がある者
  - ヘ 法人であって、その役員のうちイからホまでのいずれかに該当する者があるもの
- ⑥ 暴力団排除に関する誓約書兼照会承諾書
- ⑦ 【法人】定款又は寄附行為及び、登記簿の謄本  
【個人】住民票の写し又は外国人登録証明書の写し
- ⑧ 機械器具調書に記載した種別ごとの写真
- ⑨ 事務所の位置図
- ⑩ 事務所及び器具倉庫の写真

事務所については、屋号等が確認できるもの  
倉庫については、外観のほか機械器具の保管状況が分かるもの
- ⑪ 指定更新時確認事項用紙（別紙 1 P1～3）

受講した研修や資格の写しを添付。
- ⑫ 給水装置工事事業者指定申請手数料

新規・更新ともに 1 事業者あたり 10,000 円